

業務におけるテレビ・webによる打合せ・検査実施試行要領（案）

1. 目的

本試行要領は、受発注者間の打合せ・検査が、移動時間のロスなど働き方改革の障害になっていることから移動時間をかけることなく打合せ・検査を行うこと、合わせて新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の徹底を目的として、業務におけるテレビ・webによる打合せ・検査（以下、「テレビ会議等」という。）について定めるものである。

2. 対象業務

すべての設計・測量・調査等業務を対象とし、そのうち受注者と合意が得られた業務について実施するものとする。

3. 業務におけるテレビ・webによる打合せ・検査

（1）本会議の適用

『港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書』、「第1編 共通編 第1章 総則」に定める以下について適用する。

1) 打合せ

「1-10 業務の打合せ等 2）」の「打合せ」

2) 検査

「1-21 検査 2）」の「検査」

（2）会議に使用する機器・機材及び通信

1) 機器・機材

テレビ会議等に使用するパソコン、モニター、プロジェクター等は会議等の性質に応じて、受発注者それぞれが必要なものを準備する。

2) 通信

テレビ会議等に使用するインターネット通信は受発注者双方で準備をする。

テレビ会議等に使用するアプリケーション（例：Skype、Teams、Zoom等）については受発注者間の協議にて、使用するアプリケーションを決定することとする。

（3）打合せ記録簿の作成

テレビ会議等（検査は除く）終了後は打合せ記録簿（様式自由）を双方で取り交わす（通信の不具合による受発注者双方の認識のずれを生じさせないため）。

4. 費用

(1) 機器・機材及び通信費

テレビ会議等の開催にあたり、受注者にかかる費用（受注者の機器・機材及び通信費）については受注者の負担とする。

(2) 旅費交通費及び直接人件費

テレビ会議等の実施による旅費交通費は原則計上しないものとし、打合せにかかる直接人件費は港湾請負工事積算基準の標準歩掛によるものとする。また、テレビ会議等の実施により、積算上の打合せ回数が変更になる場合については、受発注者間で協議した上で、設計変更により適切に対応すること。

5. 特記仕様書への記載

別紙を参考に特記仕様書へテレビ会議等について明示する。

6. その他

(1) 本試行要領に規定するものの他、日常の打合せ等においても活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、テレビ会議等を自発的に実施し、活用することを妨げるものではない。

(2) 本試行にあたっては、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」の「1-44 行政情報流出防止対策の強化」のとおり、業務の成果品や個人情報等といった行政情報の外部への流出、漏洩がないよう受発注者双方でセキュリティ対策を徹底すること。

(3) 機密性3情報（秘密文書）及び機密性2情報（情報公開法上、不開示情報となる蓋然性の高い情報）を取り扱うテレビ会議等は本試行の対象外とする。

ただし、機密性2情報のうち、マスキングや匿名等の使用により、情報を保護したうえでテレビ会議等を実施できる場合は本試行の対象にできる。

(4) 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書の1-2 用語の定義 36)打合せに記載されている「面談」にはテレビ会議等を介しての映像も含めるものとする。